

## 議事（1） 千葉県営水道事業中期経営計画における令和4年度の計画について

資料1から資料4、及び資料4参考資料を用いて事務局から説明し、委員から質疑を受けた。

### <全般に関する事項>

[意見・質疑応答] 資料4 No.1について

(座長) 計画における最終目標の達成には影響しないという判断にもとづき、途中の年度の計画を再設定する、ということで理解しました。

### <基本目標1 「強靱」な水道の構築>

[意見・質疑応答]

(委員) 「栗山浄水場給水場化に係る施設整備事業」について、給水場を整備しなければならない理由や、その効果はどういったものか。

(企業局) 現在、ちば野菊の里浄水場（第2期）施設整備事業を行っており、当事業は、栗山浄水場の浄水機能をちば野菊の里浄水場に移転するもので、令和5年度中に稼働させることを目標としております。

浄水機能を移転させた後は、栗山浄水場を、浄水した水を貯めておく配水池として整備することとして考えております。ちば野菊の里浄水場だけでは、容量をまかないきれないため、それを補完する意味合いで栗山浄水場を給水場化するものです。

(委員) 浄水機能は持たず、水を貯めておくだけの施設になる、ということでしょうか。

(企業局) 浄水機能はありません。水を貯め、送り出す機能を持つ施設となります。

## 議事（2） その他

資料5及び資料6を用いて事務局から説明し、委員から意見・質疑を受けた。

[意見・質疑応答]

(座長) 資料5については、全県レベルで検討され、県が主導となって行われている事業に企業局が参画しており、その事業の進捗の報告である、ということで

理解しました。なお、国からも、令和4年度までに水道広域化推進プランを策定するよう求められているところですが、千葉県では着実に進めていくこととされていますので、すでに確認済の千葉県としての基本方針に基づき、丁寧な協議により合意形成をめざす従来からの取り組みを進めていただきたいと思います。